

～帳簿の備え付けを要する事業者の追加～

改正概要

・帳簿対象事業者を、

- ① 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者とする。

※現在は産業廃棄物処理施設を設置している事業者がその対象

・帳簿記載事項を、

- ① 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、処分年月日や処分後の持出先など
- ② 事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、事業場外への運搬年月日や運搬先ごとの運搬量、処分を行った事業場名、処分年月日、処分後の持出先などとする。

効果

- 排出事業者処理の状況を記録する帳簿の作成及び保存の義務を拡充することにより、排出事業者自らの適正な管理を確保。